

各務原市 循環型社会形成推進地域計画

令和 4 年 1 月

各 務 原 市

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	9
(4) その他の施策	10
4. 計画のフォローアップと事後評価	11
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11
添付資料 目標設定に関するグラフ等	12
様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1	16
様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表2	19
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	20
参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）	21
各務原市全図	22
各務原市浄化槽整備区域計画図	23
各務原市全域ハザードマップ	24

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町：各務原市

面積：87.81km²

人口：146,806人（令和3年4月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は令和4年4月1日から令和

10年3月31日までの6年間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は、市北部に連なる丘陵地帯、南部に木曾川、その間を東部に大安寺川、西部に新境川が流れる楕円形の地勢であり、木曾川に育まれてきた各務原台地や扇状地などでは豊かな地下水に恵まれ、良好な自然環境を有している。

良好な生活環境と自然環境の保全を図るため、計画的な公共下水道の整備や、汲取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しており、今後も引き続き水質保全に取り組んでいくものとする。なお、令和3年11月時点における本市の汚水衛生処理率は9割を超えている。

一般廃棄物については、各務原市北清掃センターで適正な処理を行っている。同センターでは熔融処理後の処理残渣物の多くを資源化しており、最終処分量は熔融処理量全体の1%程度と良好な状態であるが、稼働後18年が経過しており、老朽化が進行している。

今後も適正な処理体制を維持するため、さらには地球環境保全に寄与することを目的とし、令和元年度に策定した長寿命化計画に沿った基幹改良工事を実施し、施設の延命化を図るとともにCO₂排出量を削減することを目指すものとする。

(4) 広域化の検討

今回の施設整備にあたり、本市と隣接市町村との広域化について検討したが、更新時期の相違や地理的要因などにより現状では困難であるとの結論に至り、本市単独で整備を実施するものである。

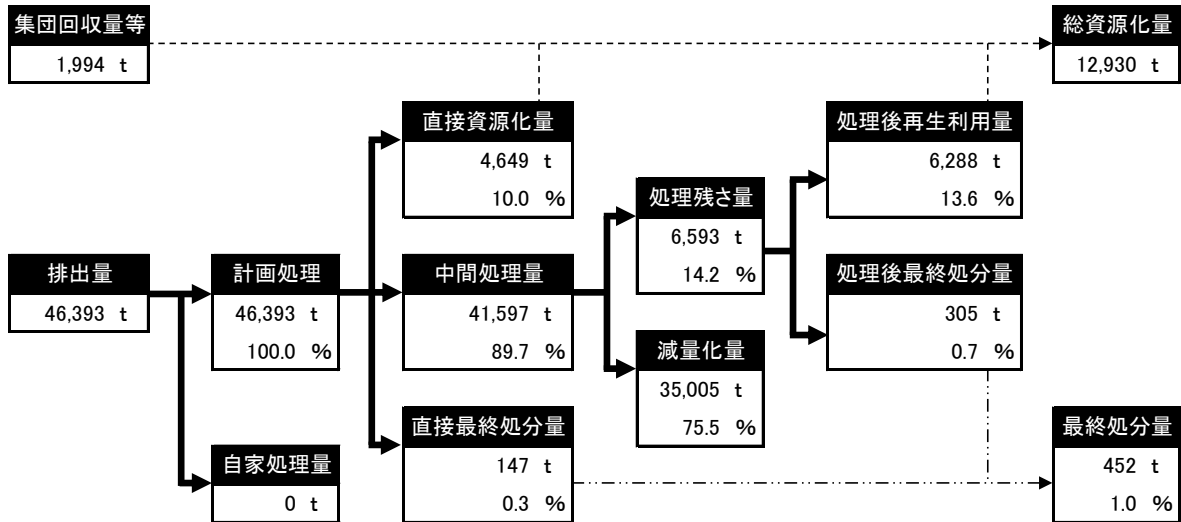
なお、今後も引き続き広域化へ向けた協議・検討に取り組んでいくものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度のごみの排出、処理状況は図1のとおりである。

なお、北清掃センターガス化溶融施設では、発電や場外への温水供給といったサーマルリサイクルを行っている。

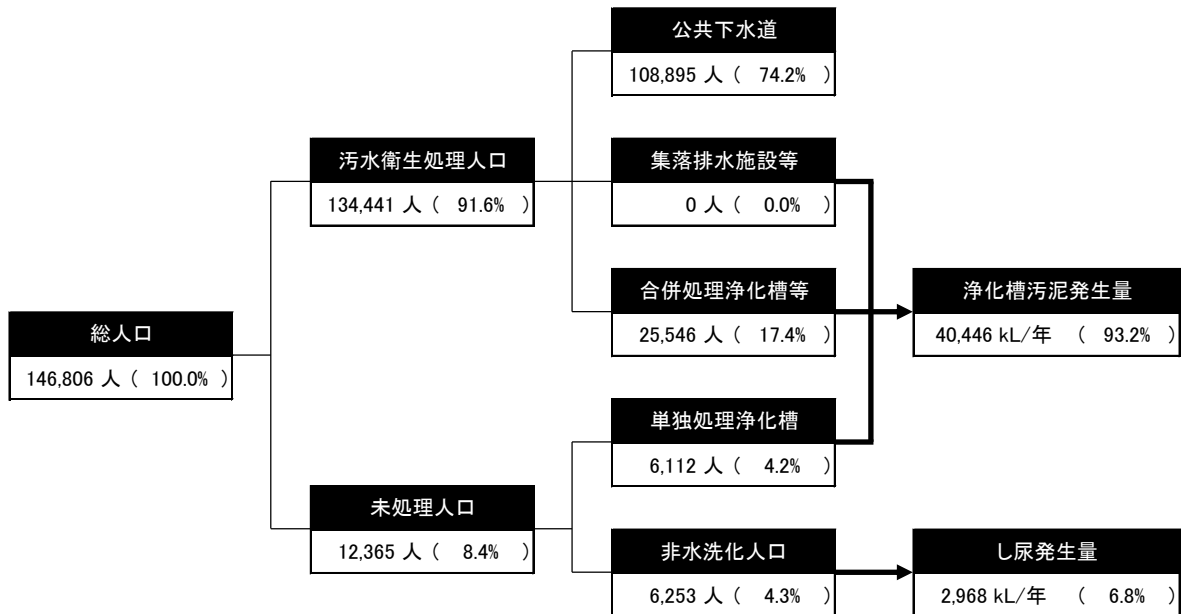


※数値は端数処理により、合計が異なる場合があります。

図1 現状（令和2年度）のごみ処理フロー

(2) 生活排水処理の現状

令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の発生量は、図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口
 ※数値は端数処理により、合計が異なる場合があります。

図2 現状（令和2年度）の生活排水処理フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図3のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (令和2年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和10年度)
排出量	事業系 総排出量	13,436 t	11,161 t (-16.9%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.84 t	1.47 t (-20.1%)
	生活系 総排出量	32,957 t	30,432 t (-7.7%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	213 kg	192 kg (-9.9%)
合 計 事業系生活系排出量合計		46,393 t	41,593 t (-10.3%)
再生利用量	直接資源化量	4,649 t (10.0%)	5,378 t (12.9%)
	総資源化量	12,930 t (26.7%)	14,513 t (31.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	16,906 MWh	13,825 MWh
		108,953 GJ	95,507 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	452 t (1.0%)	445 t (1.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量等に対する割合。

※2 (1事業所あたり排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人あたり排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

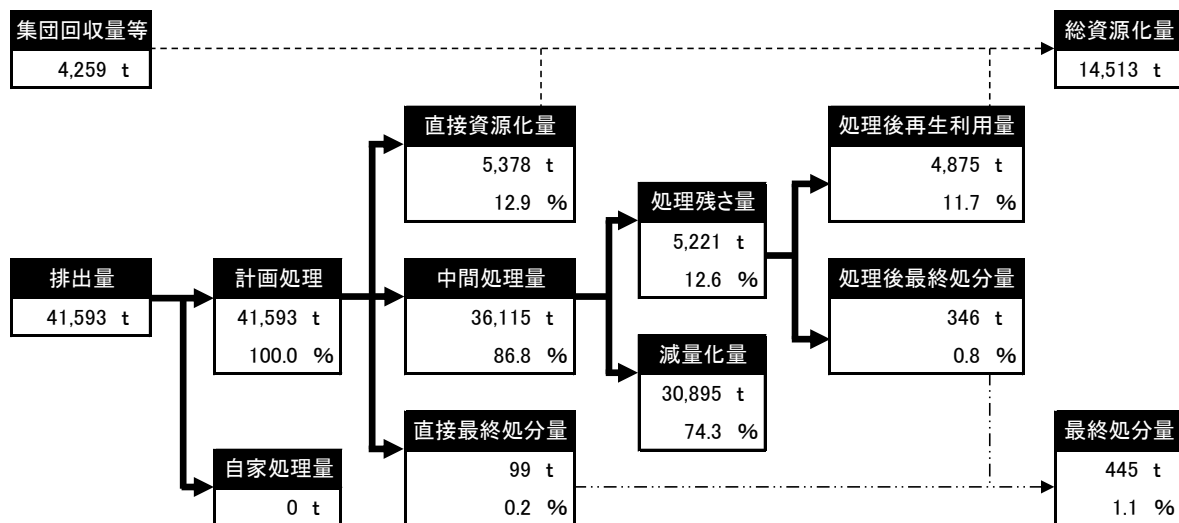
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収又は拠点回収された古紙類（以下、集団回収量等という）を除く。）

再生利用量：集団回収量等、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量及び熱利用量

最終処分量：埋立処分された量



※数値は端数処理により、合計が異なる場合があります。

図3 目標年度（令和10年度）のごみ処理フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に示す目標のとおり、合併処理浄化槽等の整備を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		令和2年度 実績		令和10年度 目標	
処理形態別人口	公共下水道	108,895 人	(74.2%)	117,097 人	(81.2%)
	集落排水施設等	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	25,546 人	(17.4%)	20,318 人	(14.1%)
	単独処理浄化槽	6,112 人	(4.2%)	3,207 人	(2.2%)
	非水洗化人口	6,253 人	(4.3%)	3,553 人	(2.5%)
合計		146,806 人		144,175 人	
汚し尿の量	汲み取りし尿量	2,968	キロリットル	1,686	キロリットル
	浄化槽汚泥量	40,446	キロリットル	28,578	キロリットル
	合計	43,414	キロリットル	30,264	キロリットル

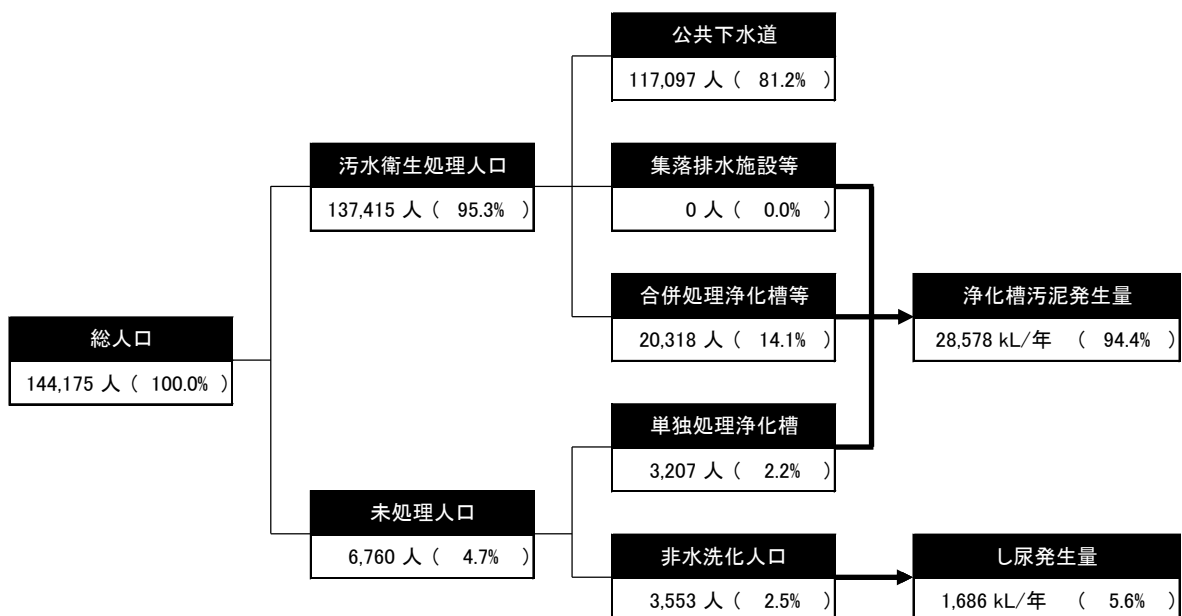


図 4 目標年度（令和 10 年度）の生活排水処理フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみ処理に対する方策

表3に示す有料化、環境教育・学習、助成等及び再使用の推進に関する施策を推進していく。

表3 ごみ処理に対する方策

施策		施策の内容	備考
有料化	ごみ処理手数料見直しの検討	更なる排出抑制、資源化の推進を図るため、家庭系及び事業系のごみ処理手数料の額を検討する。	検討
環境教育・学習	社会教育・学校教育における環境学習プログラム	各種団体と連携して環境学習の機会を提供する。	強化
		小中学校等へ体験型の出前講座を提供し、児童生徒の学習意欲を引き出す。	強化
		動画配信等による学習プログラムを作成することで、いつでも環境学習ができる環境を整備する。	強化
ごみ分別	ごみ出しガイドブック	ごみの分別方法や出し方を掲載したガイドブックを作成する。外国語版も作成し配布する。	継続
普及啓発	広報紙、ウェブサイト	ごみの減量やリサイクルについて情報提供する。ウェブでは分別方法が検索できるよう整備する。	新規 継続
	食品ロス	生ごみの水切り、食品ロスの削減について周知徹底を図る。	強化
		コンポストの使用方法や取組みをウェブサイトに掲載してPRする。	継続
		大型店舗等と協力して、キャンペーンを実施する。	新規
		事業者の食品リサイクルを推進する。	新規
	雑がみ・古紙回収	雑がみのリサイクルについて周知徹底を図り、古紙の拠点回収を促進する。	強化
	排出時の指導	収集できない違反ごみがステーションに出された場合には、指導のため警告シールを貼付する。	継続
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の使用抑制、リサイクル可能な代替製品の使用推奨、過剰包装の抑制について啓発する。	強化
適正処理	不適正な処理を行っている事業者に対し、現地調査を行う。	継続	
助成等	資源集団回収	資源集団回収団体が積極的に事業に取り組めるよう奨励金額を調整する。	強化
再使用の推進	リユースの強化	不用品交換銀行のウェブページを見やすくするため見直しを行う。	強化

イ 生活排水対策

家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、家庭でできる簡単な生活雑排水対策例を紹介するなど啓発を行う。

下水道区域内の地域については、下水道への接続を継続して推進し、区域外については、汲取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

「本市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後」については、表 4 のとおりである。

(ア) 古紙類回収の強化

古紙回収業者による古紙類拠点回収を促進し、雑がみ回収の強化を要請する。また、動画配信など、様々なメディアを活用して古紙回収を啓発する。

(イ) グリーンリサイクルの推進

従来は、家庭から出る庭木の剪定枝等緑ごみを焼却処理していたが、平成 20 年度から公共施設等に緑ごみ回収拠点を設置し、分別回収している。回収した緑ごみは民間の施設でバイオマス燃料として利用している。

(ウ) プラスチック容器包装の収集の検討

国等の動向を注視し、プラスチック容器包装の分別収集を検討する。

(エ) 新たな資源化品目の研究

さらなる減量を目指して、新たな資源化品目を研究する。

(オ) 処理施設の延命化

生活系ごみの処理については、各務原市北清掃センターの延命化を図り、現状と同様の処理体制を継続する。

表4 本市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (令和2年度)				今後 (令和10年度)								
市の分別区分	処理方法		R2実績 (t)	市の分別区分	処理方法		R10予測 (t)					
	焼却 (熱回収)	発電 (溶融スラグ化)			一次処理	二次処理						
燃やすごみ	焼却 (熱回収)	発電 (溶融スラグ化)	28,383.89	燃やすごみ	焼却 (熱回収)	発電 (溶融スラグ化)	25,144.02					
			529.63				ガラス・陶磁器類	各務原市 北清掃センター (ガス化溶融施設)	(溶融スラグ) 有効利用 (溶融飛灰) 埋立(委託) 資源化(委託)	451.58		
			334.93				カン以外の金物			破碎選別	破碎残渣(焼却)	541.90
			1,402.41				その他のごみ					破碎鉄(資源化)
601.04	粗大ごみ	資源ごみ	破碎鉄(資源化)	496.48								
資源ごみ	リサイクル	保管	266.90	カン類	リサイクル	選別	217.60					
			740.24	ビン類			圧縮選別	674.47				
			181.96	ペットボトル			減用圧縮	185.91				
			5.83	紙パック			資源ごみ	保管	2.76			
			78.63	有害ごみ (乾電池、蛍光管、体温計等)					委託	56.52		
			388.16	緑ごみ			委託	963.60				
			42.91	紙類・古着			委託	488.27				
			1,066.29	古紙類			売却	49.87				
			927.25	古紙類			売却	2,148.01				
				視点回収								
	資源集団回収		2,111.33									

イ 事業系一般廃棄物と処理体制の今後

事業系ごみの令和2年の処理実績は年間13,436tであり、生活系ごみの分別区分に準じて各務原市北清掃センターに搬入され、処理を行っている。北清掃センターの延命化を図ることで、現状と同様の処理体制を継続する。

また、事業系ごみの資源化・減量化を推進するため、事業系ごみ排出状況の把握や多量排出業者に対して、計画的な排出抑制対策を図るよう指導していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一部の産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類）が北清掃センターに搬入され、一般廃棄物と併せて処理・処分を行っているが、今後は搬入量の削減を検討していく。

エ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道による生活排水処理を基本とし、計画的な整備と接続の推進に努める。また、公共下水道等の整備が当分の間見込まれない地域については、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設 各務原市北清掃センター	各務原市北清掃センター 一基幹的設備改良事業	64t/日×3炉	各務原市須衛 2500番地1	R4～R7

(整備理由) 事業番号1：温室効果ガスの削減及び省エネルギー化の推進。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備について、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽の整備計画

事業名	事業主体	直近の 整備済み基数 (令和2年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	各務原市	59	474	1,224	R4～R9

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 再生利用品の需要拡大事業

北清掃センターで発生する溶融スラグについては、市内の公共工事等において土木建築資材等として有効利用する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについて、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化が行われるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

市民と行政が一体となり、不法投棄防止の啓発・監視・処理を行うことにより、市民生活の不安感の払拭及び地域環境保全に努める。

また、警察等と連携し、不法投棄の監視体制を強化する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて岐阜県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案して計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

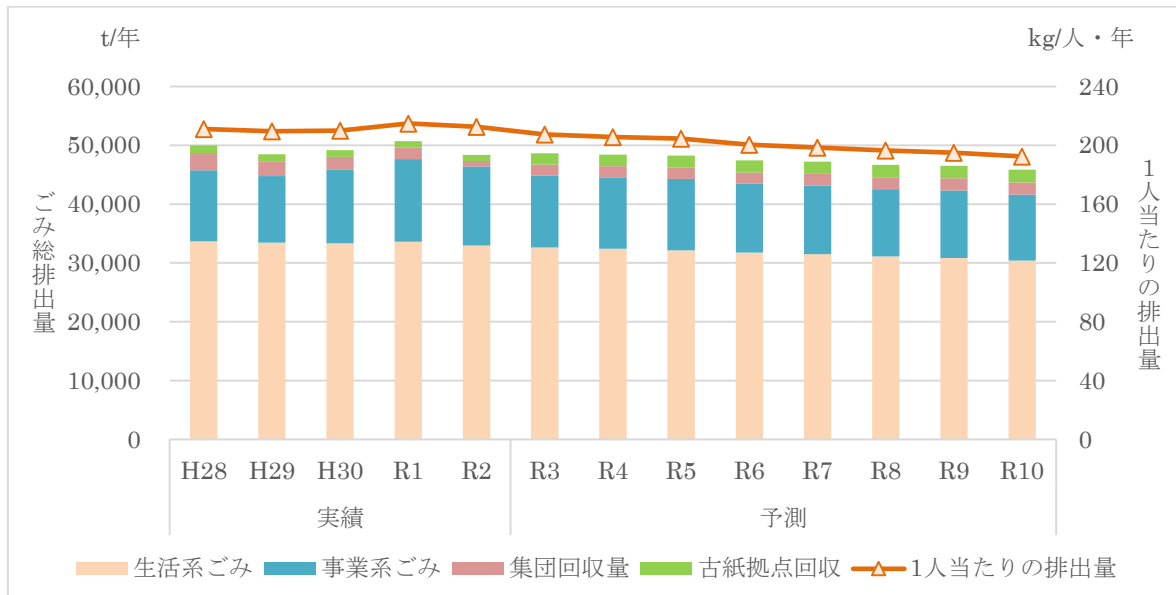
計画期間終了後、処理状況の把握及び結果の集約を行い、速やかに事後評価を行うこととする。

また、評価は公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添付資料 目標設定に関するグラフ等

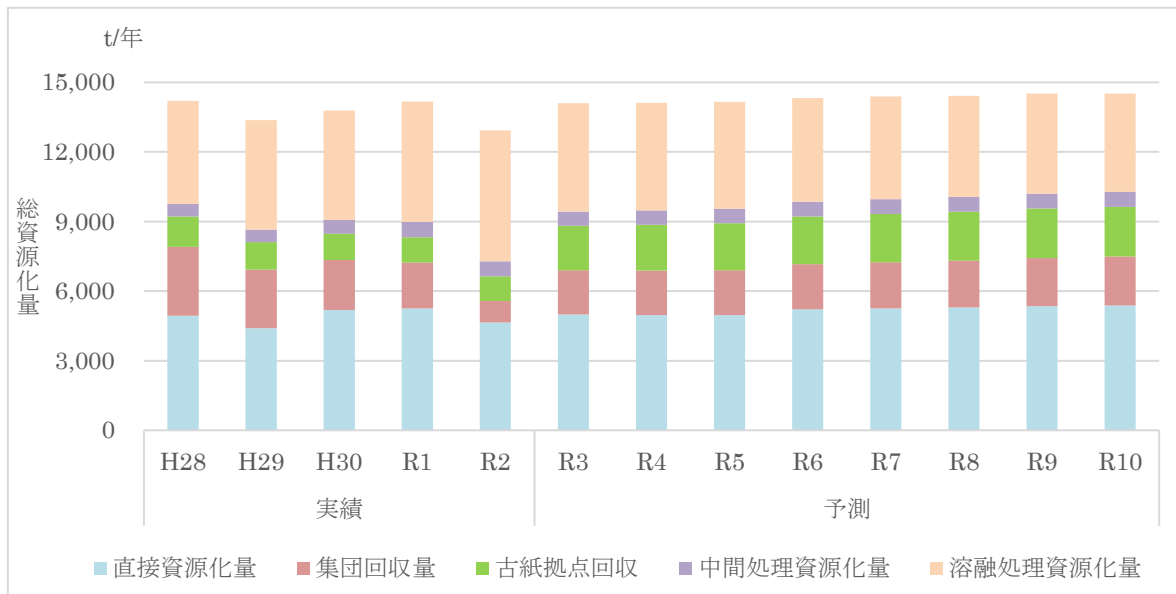
(1) ごみ総排出量の推移



項目	単位	実績				
		H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R1 2019年	R2 2020年
処理区域内人口	人	148,446	148,272	148,017	147,892	147,413
ごみ総排出量	t/年	50,017	48,472	49,176	50,725	48,387
生活系ごみ	t/年	33,651	33,429	33,369	33,624	32,957
事業系ごみ	t/年	12,093	11,323	12,529	14,030	13,436
集団回収量	t/年	2,959	2,524	2,152	1,979	927
古紙拠点回収量	t/年	1,314	1,197	1,126	1,092	1,066
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	923	896	910	937	899
事業所数	事業所数	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673
1事業所当たりの排出量	t/事業所・年	1.67	1.63	1.70	1.87	1.84
1人当たりの排出量	kg/人・年	211	210	210	215	213

項目	単位	予測							
		R3 2021年	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年
処理区域内人口	人	146,806	146,962	146,737	146,512	146,286	145,759	145,231	144,703
ごみ総排出量	t/年	48,644	48,448	48,237	47,451	47,229	46,676	46,512	45,852
生活系ごみ	t/年	32,654	32,401	32,174	31,785	31,496	31,132	30,862	30,432
事業系ごみ	t/年	12,167	12,163	12,114	11,664	11,664	11,412	11,444	11,161
集団回収量	t/年	1,915	1,918	1,930	1,948	1,981	2,019	2,068	2,111
古紙拠点回収量	t/年	1,909	1,966	2,020	2,055	2,088	2,113	2,138	2,148
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	908	903	898	887	885	877	875	868
事業所数	事業所数	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673
1事業所当たりの排出量	t/事業所・年	1.65	1.65	1.64	1.56	1.56	1.52	1.52	1.47
1人当たりの排出量	kg/人・年	207	206	204	200	198	196	195	192

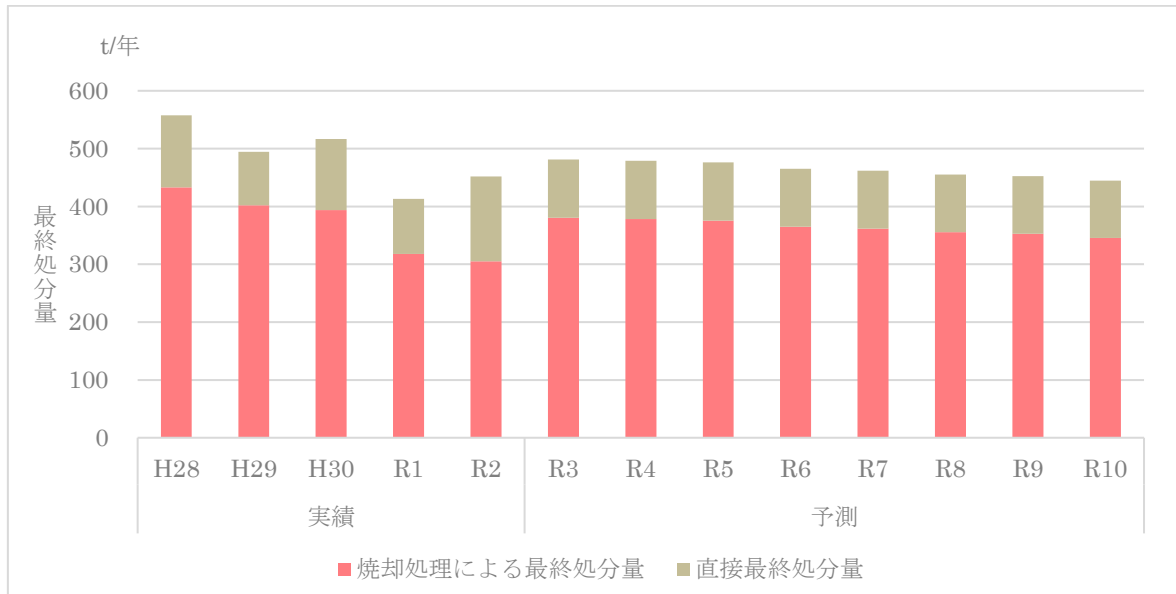
(2) 総資源化量の推移



項目	単位	実績				
		H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R1 2019年	R2 2020年
総資源化量	t/年	14,198	13,366	13,788	14,174	12,930
直接資源化量	t/年	4,947	4,399	5,192	5,256	4,649
集団回収量	t/年	2,959	2,524	2,152	1,979	927
古紙拠点回収	t/年	1,314	1,197	1,126	1,092	1,066
中間処理資源化量	t/年	531	533	595	662	637
溶融処理資源化量	t/年	4,448	4,714	4,723	5,186	5,650
再生利用率	%	28.4	27.6	28.0	27.9	26.7

項目	単位	予測							
		R3 2021年	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年
総資源化量	t/年	14,098	14,118	14,152	14,325	14,398	14,423	14,521	14,513
直接資源化量	t/年	4,989	4,974	4,971	5,220	5,261	5,300	5,353	5,378
集団回収量	t/年	1,915	1,918	1,930	1,948	1,981	2,019	2,068	2,111
古紙拠点回収	t/年	1,909	1,966	2,020	2,055	2,088	2,113	2,138	2,148
中間処理資源化量	t/年	618	620	625	626	630	632	636	637
溶融処理資源化量	t/年	4,667	4,638	4,606	4,477	4,438	4,360	4,325	4,238
再生利用率	%	29.0	29.1	29.3	30.2	30.5	30.9	31.2	31.7

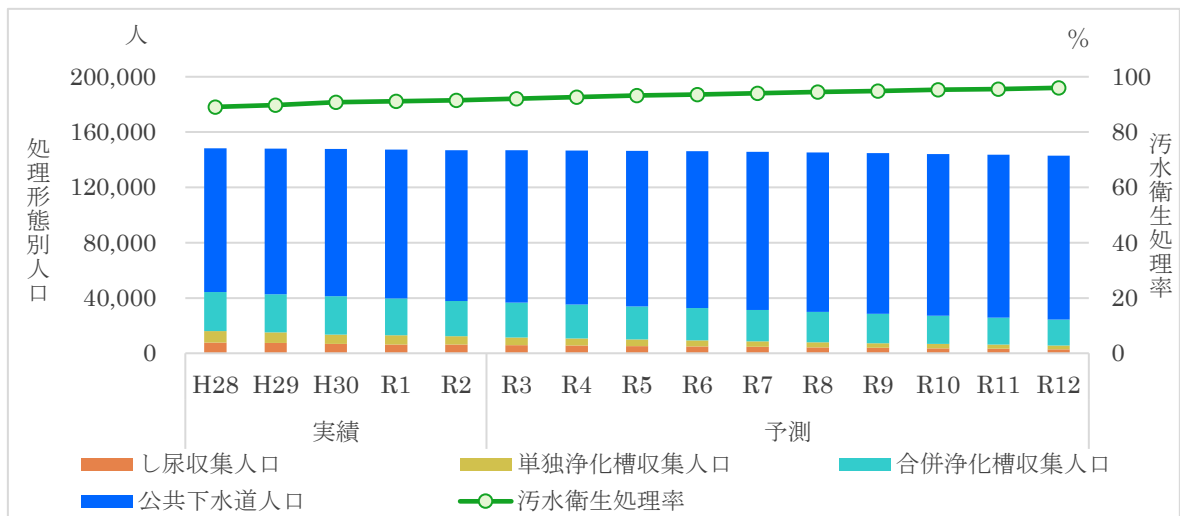
(3) 最終処分量の推移



項目	単位	実績				
		H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R1 2019年	R2 2020年
最終処分量	t/年	558	495	516	413	452
焼却処理による最終処分量	t/年	433	402	394	318	305
直接最終処分量	t/年	125	93	123	96	147

項目	単位	予測							
		R3 2021年	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年
最終処分量	t/年	481	479	476	465	462	455	452	445
焼却処理による最終処分量	t/年	381	378	376	365	362	356	353	346
直接最終処分量	t/年	101	101	101	100	100	100	100	99

(4) 生活排水処理における処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移



項目	単位	実績				
		H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R1 2019年	R2 2020年
行政区域内人口	人	148,272	148,017	147,892	147,413	146,806
計画収集人口	人	44,306	42,636	41,388	39,637	37,911
し尿収集人口 (くみ取り)	人	7,730	7,414	6,714	6,375	6,253
単独浄化槽収集人口	人	8,336	7,614	6,824	6,716	6,112
合併浄化槽収集人口	人	28,240	27,608	27,850	26,546	25,546
公共下水道人口	人	103,966	105,381	106,504	107,776	108,895
生活排水処理率	%	89.1	89.8	90.8	91.1	91.5

項目	単位	予測							
		R3 2021年	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年
行政区域内人口	人	146,962	146,737	146,512	146,286	145,759	145,231	144,703	144,175
計画収集人口	人	36,647	35,292	33,944	32,602	31,203	29,816	28,441	27,078
し尿収集人口 (くみ取り)	人	5,935	5,602	5,267	4,932	4,587	4,242	3,896	3,553
単独浄化槽収集人口	人	5,575	5,092	4,670	4,301	3,969	3,680	3,428	3,207
合併浄化槽収集人口	人	25,137	24,598	24,007	23,369	22,647	21,894	21,117	20,318
公共下水道人口	人	110,315	111,445	112,568	113,684	114,556	115,415	116,262	117,097
生活排水処理率	%	92.1	92.7	93.2	93.6	94.1	94.5	94.9	95.3

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要		各務原市		147,413		(3)地域面積		87.81	
(1)地域名	各務原市			(2)地域内人口		(3)地域面積		87.81	
(4)構成市町村等名	各務原市			(5)地域の要件*		面積 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他			
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：								

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和10年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	12,093	11,323	12,529	14,030	13,436	11,161 (-16.9%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.67	1.63	1.70	1.87	1.84	1.47 (-20.1%)	
	生活系 総排出量(トン)	33,651	33,429	33,369	33,624	32,957	30,432 (-7.7%)	集計中
	1人当たりの排出量(kg/人)	211	210	210	215	213	192 (-9.9%)	
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	45,744	44,752	45,899	47,654	46,393	41,593 (-10.3%)		
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,947 [10.8%]	4,399 [9.8%]	5,192 [11.3%]	5,256 [11.0%]	4,649 [10.0%]	5,378 [12.9%]	
	総資源化量(トン)	14,198 [28.4%]	13,366 [27.6%]	13,788 [28.0%]	14,174 [27.9%]	12,930 [26.7%]	14,513 [31.7%]	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	14,666	14,799	15,003	16,755	16,906	13,825	
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	109,143	107,433	112,042	100,882	108,953	95,507	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	558 [1.2%]	495 [1.1%]	516 [1.1%]	413 [0.9%]	452 [1.0%]	445 [1.1%]	

※1 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※2 ()内の数値は、令和2年度に対する増減率を示す。また、【 】内の数値は、当該年度の排出量に対する割合を示し、[]の数値は排出量・集団回収量を示す。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ処理施設	各務原市 北清掃センター	各務原市	全連続燃焼式	64t/24h×3炉	H15.3	—	—	(浸水深0m)施設は浸水のおそれは無いが、災害により、施設への廃棄物の搬入ができなくなった場合は、周辺自治体へ処理を依頼する。	
リサイクルセンター	各務原市 リサイクルセンター	各務原市	破碎選別、 選別・圧縮、 減容、保管等	46t/日	H23.3	—	—	(浸水深0m)施設は浸水のおそれは無いが、災害により、施設への廃棄物の搬入ができなくなった場合は、周辺自治体へ処理を依頼する。	
し尿処理施設	各務原市 クイーンセンター	各務原市	前脱水型循環脱 窒素処理方式+ 下水放流	126kL/日	H2.3	—	—	(浸水深0m)施設は浸水のおそれは無いが、災害により、施設への廃棄物の搬入ができなくなった場合は、周辺自治体へ処理を依頼する。	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	陸揚げ施設の解体の有 無及び解体施設の名称	陸揚げ施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ処理施設	各務原市 北清掃センター	各務原市	全連続燃焼式	64t/24h×3炉	R8.3	施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための基 幹的設備改良	—	—	(浸水深0m)施設は浸水のおそれは無いが、災害により、施設への廃棄物の搬入ができなくなった場合は、周辺自治体へ処理を依頼する。	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (令和3年度)

4

生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
総人口		148,272 人	148,017 人	147,892 人	147,413 人	146,806 人	144,175 人	
汚水衛生処理人口		103,966 人	105,381 人	106,504 人	107,776 人	108,895 人	117,097 人	
公共下水道		70.1 %	71.2 %	72.0 %	73.1 %	74.2 %	81.2 %	
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率								
集落排水		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
施設		0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率								
合併処理		28,240 人	27,608 人	27,850 人	26,546 人	25,546 人	20,318 人	
浄化槽等		19.0 %	18.7 %	18.8 %	18.0 %	17.4 %	14.1 %	
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率								
未処理人口		16,066 人	15,028 人	13,538 人	13,091 人	12,365 人	6,760 人	

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	各務原市	5,072 基	25,546 人	H13.4	474 基	1,224 人	令和10年度	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号	事業名称	事業主体 名称	規模 類似	事業期間 開始 終了	総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
						令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 8年度	令和 9年度
○エネルギー回収等に関する事業						5,788,900	12,700	2,233,400	1,778,300	1,774,500	0	4,699,480	9,926	1,780,967	1,289,280	1,619,307	0	0
			1各 郡原市	192ㄷ/日 R4	R7	5,798,900	12,700	2,233,400	1,778,300	1,774,500	0	4,699,480	9,926	1,780,967	1,289,280	1,619,307	0	0
○浄化槽に関する事業						198,096	33,016	33,016	33,016	33,016	33,016	198,096	33,016	33,016	33,016	33,016	33,016	33,016
			各 郡原市	47ㄱ/基 R4	R9	198,096	33,016	33,016	33,016	33,016	33,016	198,096	33,016	33,016	33,016	33,016	33,016	33,016
合 計						5,986,996	45,716	2,266,416	1,811,316	1,807,516	33,016	4,897,576	42,942	1,813,983	1,322,296	1,652,323	33,016	33,016

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	各務原市
(2) 施設名称	各務原市北清掃センター（シャフト炉式）
(3) 工期	令和 4年度 ～ 令和 7年度
(4) 施設規模	処理能力 192 t / 日（ 64 t / 日 × 3 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ガス化溶融方式（堅型シャフト炉式）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 14%） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱利用率 10%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業を行い、管内全域から発生する生活ごみの適正処理を継続するとともに、CO ₂ 排出量を削減することにより、地球環境保全に寄与する。 二酸化炭素削減率：3%以上
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	k Wh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	5,798,900 千円 うち、交付対象事業費 4,699,480 千円
-------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 岐阜県

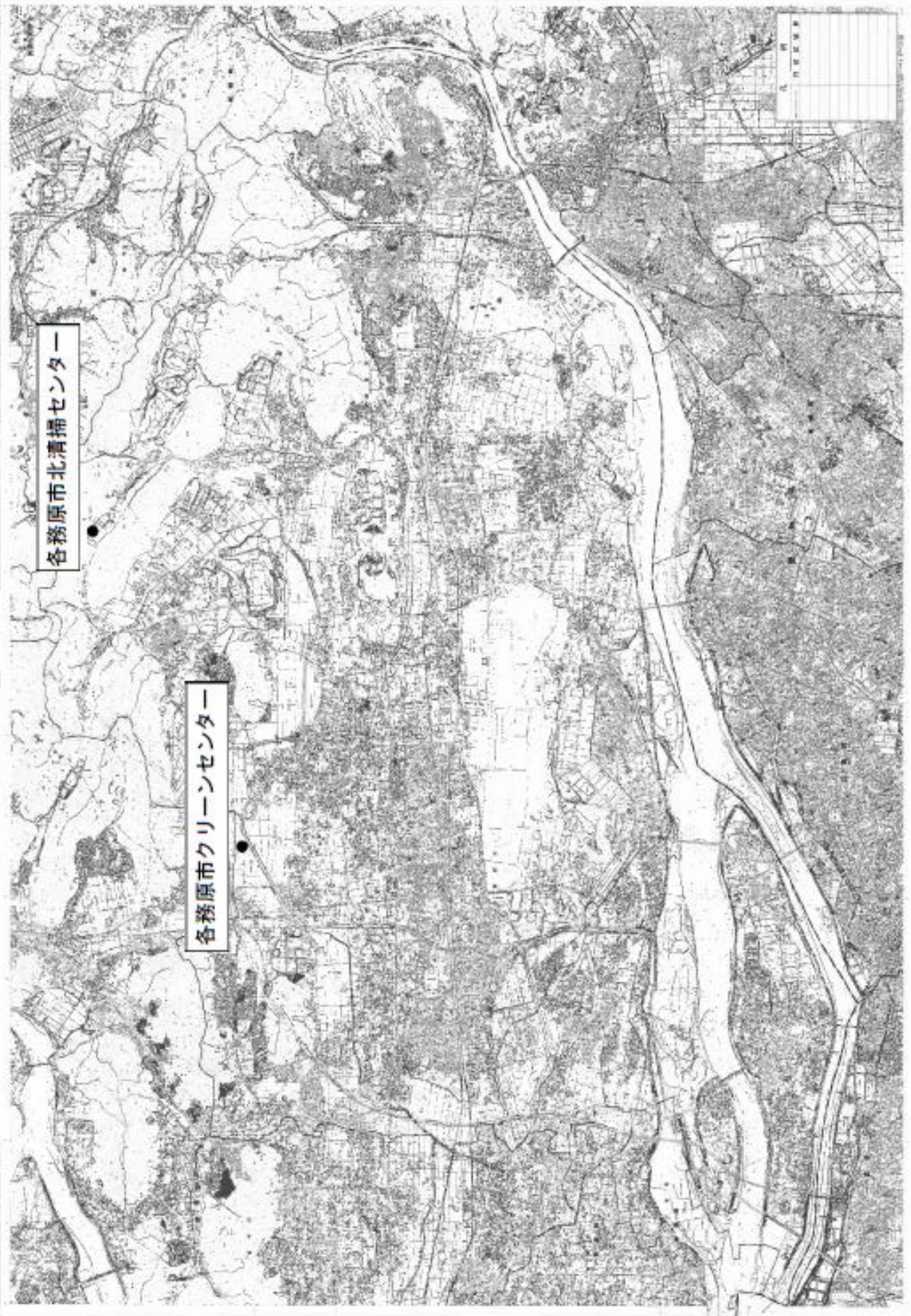
(1) 事業主体名	各務原市
(2) 事業名称	各務原市浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	各務原市では、生活系排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽を設置する方に費用の一部を補助。 令和2年度より汚水処理未普及人口の解消の観点から、生活排水が未処理で排出される単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費用の一部を補助に加え、転換に伴う宅内配管工事を補助対象に新たに追加した。これに伴い、新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新のうち、既存の汚水処理未普及解消につながらない一部については、補助対象外。
(4) 事業期間	令和4年度 ～ 令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 198,096千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1224人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	282基 (677人分)	93,624千円	93,624千円	93,624千円
6～7人槽	156基 (374人分)	64,584千円	64,584千円	64,584千円
8～10人槽	36基 (173人分)	19,728千円	19,728千円	19,728千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	42基	12,600千円	12,600千円	12,600千円
撤去費	84基	7,560千円	7,560千円	7,560千円
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	474基 (1,224人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	198,096千円	198,096千円	198,096千円

各務原市全図

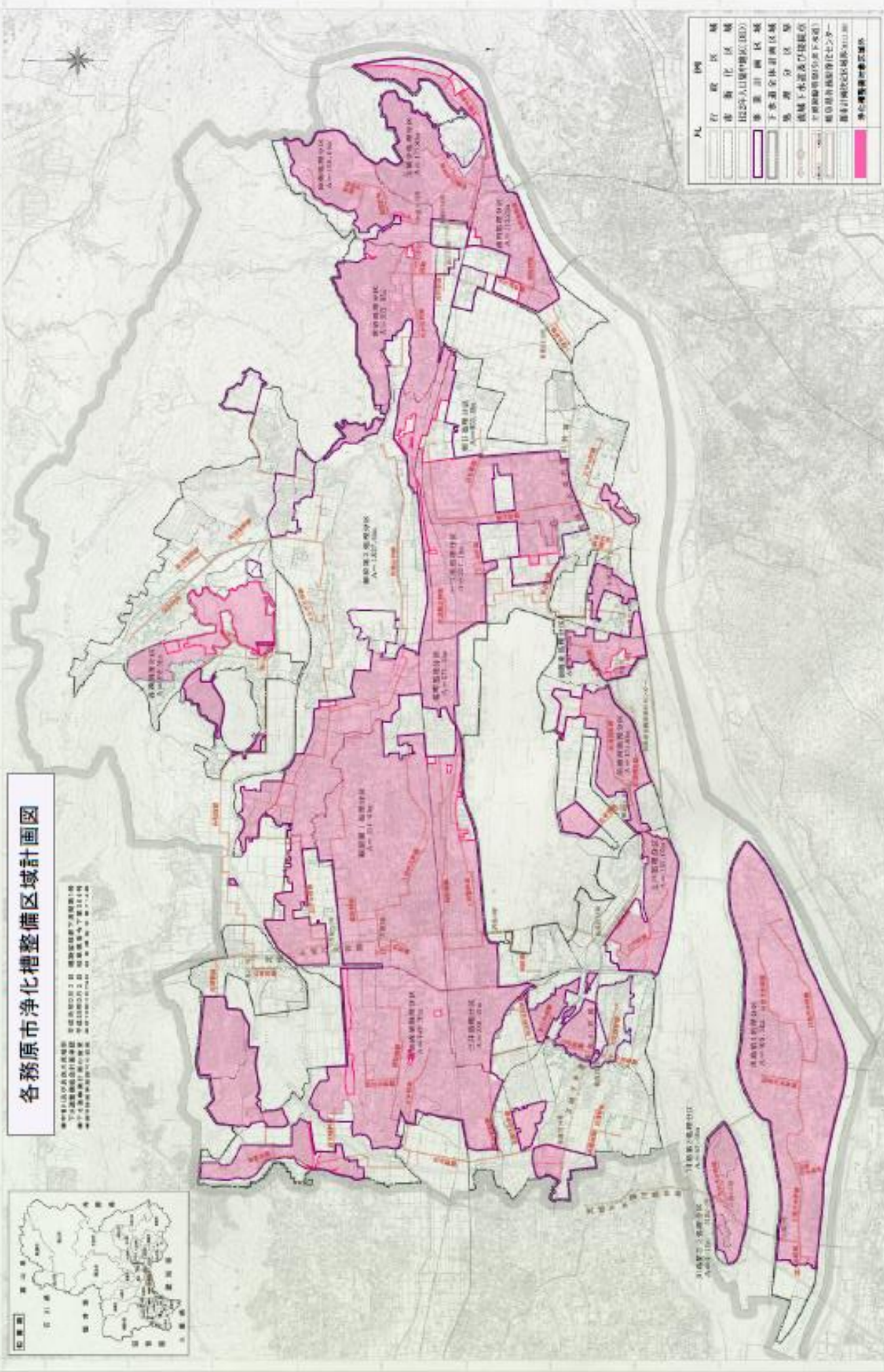


各務原市浄化槽整備区域計画図

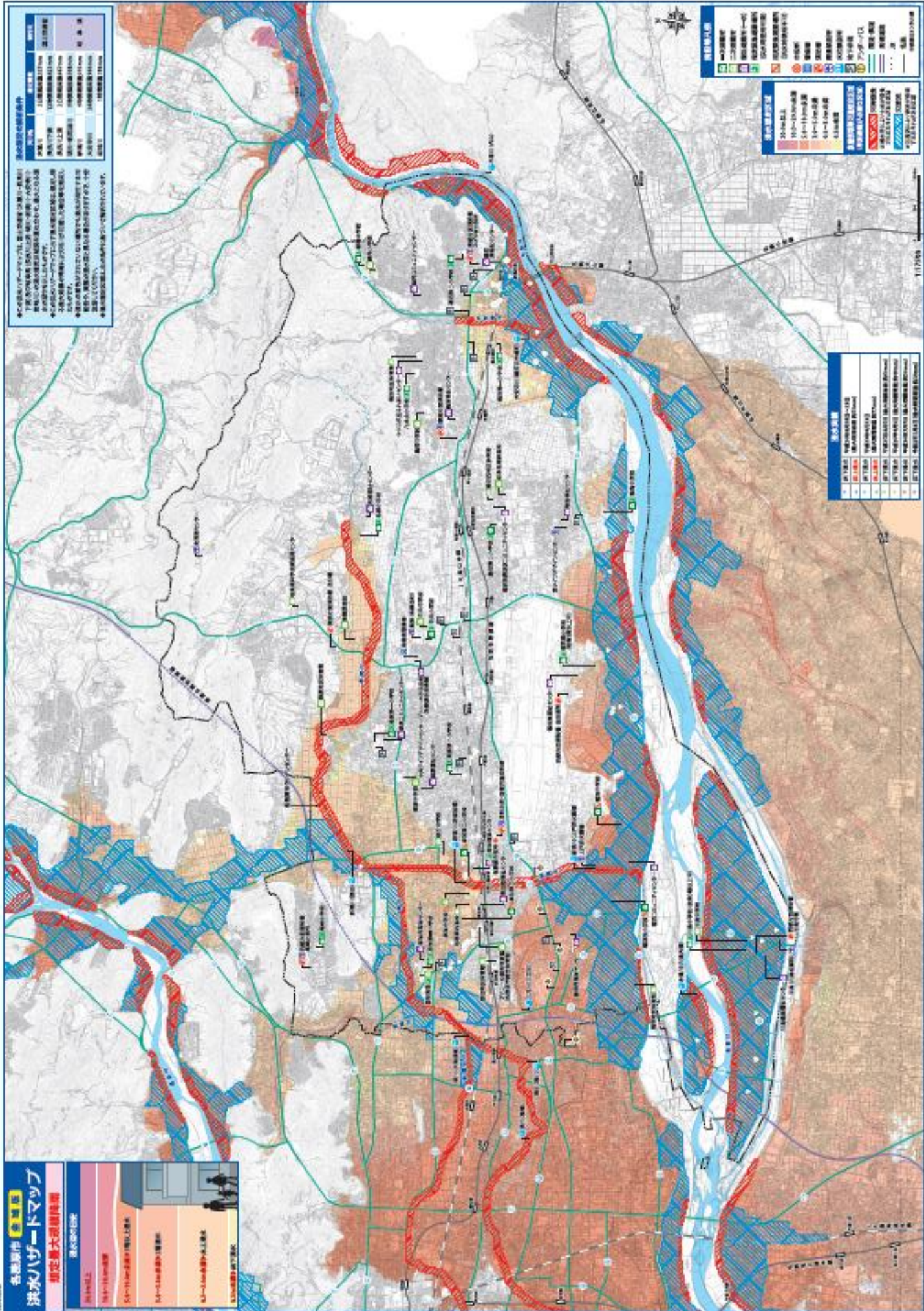
本図は、各務原市浄化槽整備区域計画図であり、浄化槽整備区域を示す。本図は、各務原市浄化槽整備区域計画図であり、浄化槽整備区域を示す。



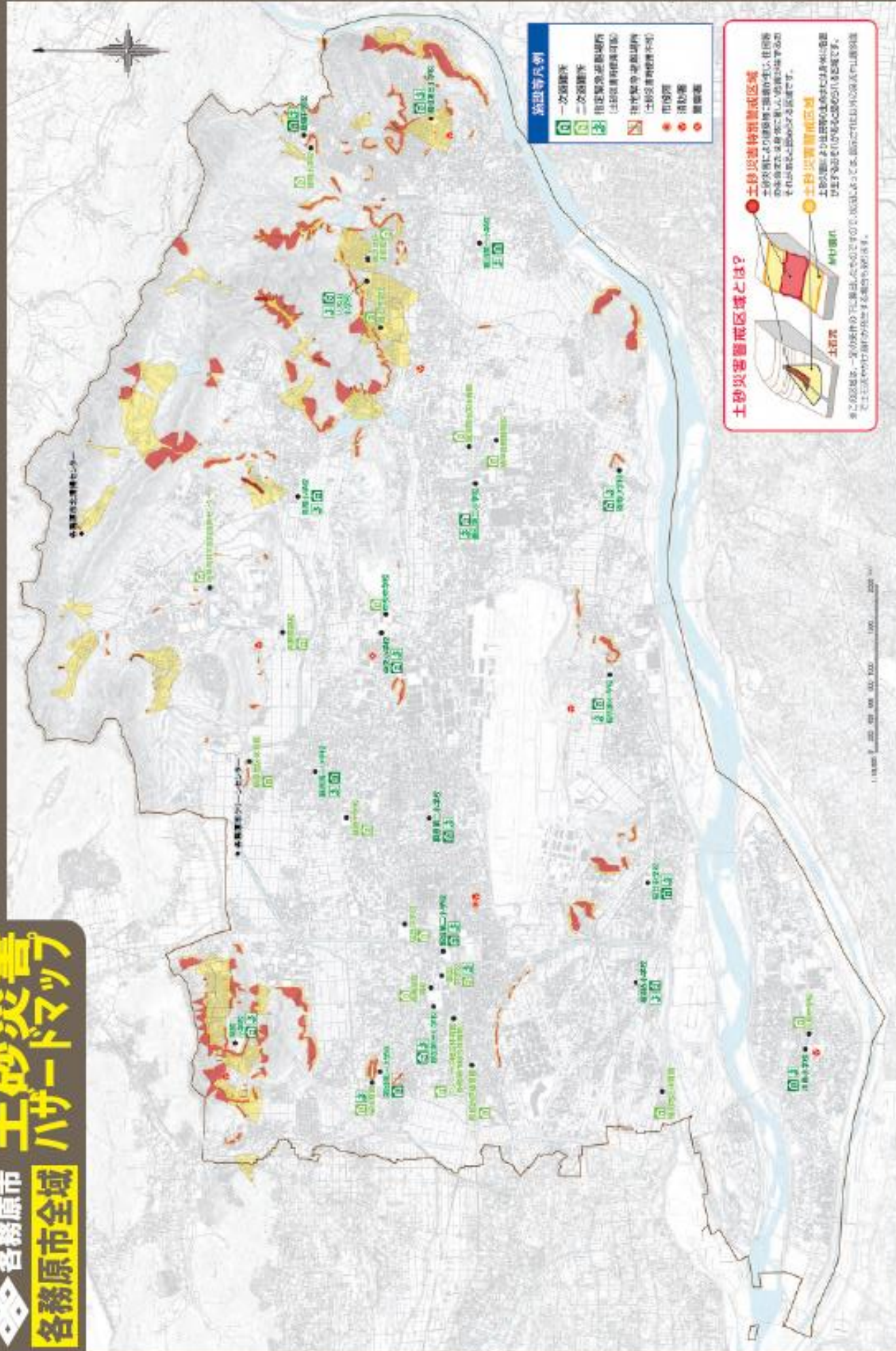
位置図



凡例	説明
[Pink box]	行政区域
[Light pink box]	浄化区域
[Lighter pink box]	1250人口圏整備区域(10)
[Lightest pink box]	重要田圃区域
[White box]	浄化槽整備区域
[Yellow box]	下巻道全体田圃区域
[Orange box]	地溝分区域
[Red box]	流域下水道及び埋蔵汚濁源
[Dark red box]	中核圏整備区域(下水道)
[Purple box]	個別自治体整備区域(下水道)
[Dark purple box]	個別自治体整備区域(下水道)
[Black box]	浄化槽整備区域



各務原市 土砂災害 ハザードマップ



- 施設等凡例**
- 一 交通施設
 - 二 交通施設
 - 三 指定緊急避難場所
 - 四 指定緊急避難場所
 - 五 指定緊急避難場所
 - 六 指定緊急避難場所
 - 七 指定緊急避難場所
 - 八 指定緊急避難場所
 - 九 指定緊急避難場所
 - 十 指定緊急避難場所
 - 十一 指定緊急避難場所
 - 十二 指定緊急避難場所
 - 十三 指定緊急避難場所
 - 十四 指定緊急避難場所
 - 十五 指定緊急避難場所
 - 十六 指定緊急避難場所
 - 十七 指定緊急避難場所
 - 十八 指定緊急避難場所
 - 十九 指定緊急避難場所
 - 二十 指定緊急避難場所

土砂災害警戒区域とは？

土砂災害特別警戒区域
土砂災害による被害の発生が、住居等
の密集する地域に及ぶおそれがあるため
その被害の拡大を防止するため指定する
区域です。

土砂災害警戒区域
土砂災害による被害の発生が、住居等
の密集する地域に及ぶおそれがあるため
その被害の拡大を防止するため指定する
区域です。

※この図は、一定の条件の下に算出されたものであり、実際とは異なる場合があります。
また、土砂災害警戒区域の指定は、国土交通省の定める基準に基づいて行われます。

1:10,000 0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1,000